

重 政策目標5-2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPAにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品等の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及び経済連携等に、リーダーシップを発揮しつつ重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回国会 総理大臣所信表明演説

第169回国会 総理大臣施政方針演説

第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

平成20年度予算編成の基本方針（平成19年12月14日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

重 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（ダンピング防止税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。本交渉は、平成18年7月以降中断されていましたが、平成19年1月の再開を経て各国間で協議された結果、同年7月には主要交渉分野である農業・NAMA（非農産品市場アクセス）の両交渉議長により議長テキストが提示されました。更に、本年2月には、昨年7月以降の集中的な議論を踏まえた改訂議長テキストが提示され、現在、同テキストに基づいて精力的な交渉が行われています。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

EPAにおける取組

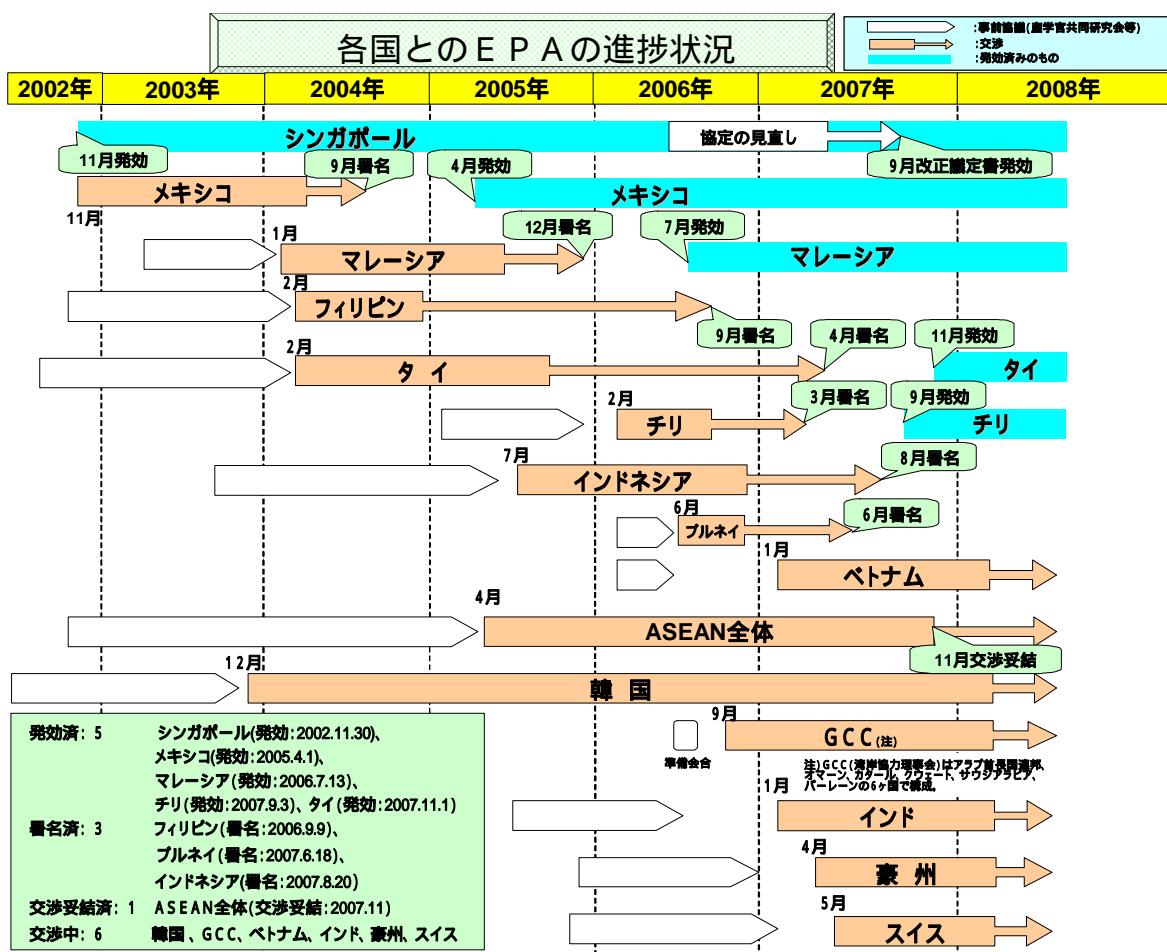
WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA交渉を積極的に進めています。「経済財政改革の基本方針2007」においては、その別表として掲げられたEPA工程表にしたがって交渉を積極的に推進し、その結果、平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超（12か国以上）になることが期待されています。また、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していくとされており、広域経済連携については、その研究を推進するとされています。

平成19年9月、チリとの間のEPA及びシンガポールとの間のEPA改正議定書がそれぞれ発効し、11月にはタイとの間のEPAが発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めています。

また、同年6月にはブルネイ、8月にはインドネシアとの間のEPAがそれぞれ署名され、11月にはASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間のEPA交渉が妥結する等、交渉に大きな進展が見られます。更に、インド、豪州等6カ国・地域と交渉中であり、財務省としては、今後とも関係省庁との連携を密にした上で、これらの国・地域との目下の交渉に全力を傾注するとともに、関税政策を含めて経済財政全般に係わる立場から、EPAが国益にかなうものとなるよう、交渉に取り組んでいきます。

こうした二カ国・地域間のEPAの取組が進展する一方で、広域経済連携の研究も進められてきています。日中韓及びこれにASEANを加えた「ASEAN+3」構想や、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」構想、アジア太平洋地域の自由貿易圏（FTAAP）構想等、様々な検討が行われています。財務省としても、中長期的な検討課題として積極的に議論に参画していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況(平成20年3月現在)



業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み(国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み)」(平成17年6月採択)や「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)」(平成18年2月発効)の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していきます。また、知的財産侵害物品の水際取締りのための国際的な基準(SECURE(知的財産侵害物品の取締りのための基準))の策定とその実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、諸外国との交渉に取り組みます。更に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者(輸出入業者等)を認定し、通関手続きの簡素化等の便益を与える「認定された経済事業者(AEO)制度に関するガイドライン(平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化)」の実施にも積極的に取り組んでいきます。更に、後述のとおり、米国・EUに加え豪州・ニュージーランドやアジア諸国との間において、AEO事業者の相互認証に向けた取組を引き続き推進していきます。

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

更に、各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上を目的として、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業に積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めています。

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会等で、税関手続の国際的調和・簡素化に向けた作業が行われています。

APECでは、税関手続小委員会において、域内の関税率品目表の統一的かつ着実な実施を目的とした「HS条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。また、APEC域内におけるシングル・ウインドウ発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブへ積極的に貢献しています。

更に、我が国が中心となって取りまとめた「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」は、平成19年7月に承認されました。引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいきます。

ASEMでは、平成19年11月に我が国が議長として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、安全かつ円滑な貿易、知的財産保護、新たな脅威や不正手法に対抗するための効率的な社会保護、環境問題、協力及び人材育成等の課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。また、同会合では我が国主導の下、「2008年までの貿易円滑化のための行動計画」を策定し、承認されました。本会合の成果を踏まえ、我が国としては、ASEM域内の税関が共通して直面する課題への対応に引き続き主導的な立場で貢献していきます。

IPAにおける税関協力に関する取組

IPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための税関協力等が含まれています。

これまで署名もしくは発効に至っているIPAには、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関当局間の協力に関する規定が盛り込まれており、今後のIPA交渉においても、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んでいきます。

税関当局間の情報交換等に関する取組

IPA等を通じて貿易円滑化に取り組む一方で、国際物流の増大に伴い、不正薬

物、銃砲等や知的財産侵害物品の密輸の危険性が高まっています。こうした社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化すること等を定めた政府間協定・税関間取決めがあります。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国に加え、平成19年度においては、新たに香港（平成20年1月）及びＥＣ（平成20年2月）と締結しました。今後は、現在協議中のロシア、マカオ、更にはＥＣ諸国等との締結に向け努力していきます。

更に、これまで署名もしくは発効に至っているＥＰＡのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ及びインドネシアとのＥＰＡには、同協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のＥＰＡ交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう協議を進めています。

このように、主要国とのこれらの協定等の締結に向けた取組が着実な成果を挙げており、今後とも積極的に取り組んでいきます。

5. 参考指標

5-2-1	関係国際会議における活動状況
総5-5	世界全体の貿易額（再）
総5-6	輸出入額及び貿易バランス（対ＧＤＰ比を含む）の推移（再）
総5-7	関税負担率の推移とその国際比較（再）
総5-8	地域貿易協定の年次別推移（再）